

結婚新生活支援事業助成金

東温市では、新たに結婚した世帯に対して、新生活に向けて必要な費用を補助（助成）します。

助成対象者 ①～⑨を全て満たす方が対象となります。

- ① **令和8年1月1日から令和9年2月28日の間**に婚姻届を受理され、以下の区分に該当する方
 - 婚姻日時点で夫婦とも29歳以下 かつ 世帯所得※ 660万円未満
 - 婚姻日時点で夫婦とも39歳以下 かつ 世帯所得※ 500万円未満
- ② 申請日において、夫婦の両方又は一方が東温市内に住民票がある方
- ③ 生活保護法に基づく保護を受けていない方
- ④ 夫婦いずれも市税等を滞納していない方
- ⑤ 賃貸人への家賃を滞納していない方
- ⑥ 申請から1年以上継続して本市に居住する意思がある方
- ⑦ 夫婦いずれも市が別に定めるライフデザイン支援講座等を受講した方
- ⑧ 法律に規定する暴力団員等でない方
- ⑨ 過去に同種の補助金を受けていない方



※ 世帯所得とは、夫婦それぞれの『市県民税（所得）証明書』の所得金額を合算した額となります。

ただし、修学等による奨学金の返還がある場合は、返還金を控除することができます。

【例】令和7年度の所得が夫480万円、妻200万円で、R7. 1. 1～R7. 12. 31の間で奨学金を20万円返還している場合
世帯所得：(480万円 + 200万円) - 20万円 = 660万円

助成対象経費

令和8年4月1日から令和9年2月28日の間に支払った費用

区分	内容
住宅取得費用	婚姻を機に東温市内の住宅の取得に掛かった費用が対象です。ただし、土地の購入費用は対象外です。
住宅リフォーム費用	住宅の機能の維持又は向上を図るための修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用が対象です。ただし、倉庫や車庫、外構（門・フェンス・植栽等）の工事は、対象外です。
住宅賃借費用	対象期間内に支払った賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料が対象です。ただし、勤務先の住宅手当等を控除した額になります。
引越費用	結婚を機に東温市内へ引っ越しした場合に、引越業者に支払った引越に係る費用が対象です。
省エネ家電	電気冷蔵庫（冷凍庫含む。）、エアコン、照明器具、温水機器（ガス又は電気） など ※資源エネルギー庁公開の「省エネ型製品情報サイト」における、統一省エネラベル2つ星以上の製品に限る。
時短家電	洗濯機、洗濯乾燥機、掃除機（ロボット掃除機を含む。）、食器洗い乾燥機、オーブンレンジ、ホットプレート炊飯器、自動調理機（電気圧力鍋、電動ポット）、フードプロセッサ など

助成金額

令和8年4月1日から令和9年2月28日の間で、対象経費に要した金額（千円未満切捨て）となります。ただし、ご夫婦の年齢や世帯所得、対象経費区分により、以下の**上限額**となっています。

世帯の状況	住宅取得、リフォーム、住宅賃借、引越	時短・省エネ家電
夫婦とも29歳以下、世帯所得500万円未満	60万円	20万円
夫婦とも29歳以下、世帯所得500万円以上 660万円未満	20万円	20万円
夫婦とも39歳以下、世帯所得500万円未満	30万円	

【お問い合わせ先】 ※受付時間 平日8:30～17:00（土・日・祝日は除く）

東温市 保育幼稚園課 089-964-4484

東温市見奈良530番地1 東温市役所4階⑪窓口

申請方法

申請書に必要書類を添付し、保育幼稚園課へ提出してください。

※申請は、1世帯につき**1回限り**となります。

※申請書は市HPよりダウンロードしてください。

保育幼稚園課窓口でも配付しています。



申請期限

令和9年3月1日（月）17時まで 保育幼稚園課必着
土・日・祝日は受付を行っておりませんのでご注意ください。

申請書類

区分	書類
全員が用意するもの	<input type="checkbox"/> 東温市結婚新生活支援事業助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
	<input type="checkbox"/> 経費内訳書
	<input type="checkbox"/> 住民票の写し（世帯全員の記載があるもの）
	<input type="checkbox"/> 夫婦の記載のある戸籍謄本（戸籍事項全部証明書）又は婚姻証明書等の婚姻の日及び夫婦の生年月日が確認できる書類
	<input type="checkbox"/> 夫婦の前年の市県民税（所得）証明書
	<input type="checkbox"/> 講座等の受講証明書等又は修了テスト
	<input type="checkbox"/> 振込先口座の口座名義人・銀行名・口座番号が分かる通帳等の写し
	<input type="checkbox"/> 本事業に関するアンケート
住宅取得費用	<input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
	<input type="checkbox"/> 建物の登記事項証明書の写し又は建築基準法に基づく検査済証の写し
	<input type="checkbox"/> 位置図、建物配置図及び建物平面図
	<input type="checkbox"/> 工事内訳書の写し及び住宅の全景写真
	<input type="checkbox"/> 補助対象となる経費の領収書又はその写し
住宅リフォーム費用	<input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
	<input type="checkbox"/> 位置図
	<input type="checkbox"/> 工事内訳書の写し及び工事完了後の写真
	<input type="checkbox"/> 補助対象となる経費の領収書又はその写し
住宅賃借	<input type="checkbox"/> 建物賃貸借契約書の写し
	<input type="checkbox"/> 給与所得のある夫婦の住宅手当支給証明書（住宅手当を受給している場合のみ）
	<input type="checkbox"/> 賃料等の領収書もしくは賃料等の支払額が確認できる書類
引費用	<input type="checkbox"/> 補助対象期間内に支払われた引越に係る経費の領収書又はその写し
省時工 短家 エネ 電	<input type="checkbox"/> 補助対象となる経費の領収書又はその写し
その他	<input type="checkbox"/> 奨学金返還の控除を受ける場合は、奨学金返還額が分かる書類の写し（所得証明書と同一期間のものに限る。）

※ご注意ください

本助成金は「一時所得」のため、特別控除50万円を超えた場合は、所得税が課税されますので、確定申告が必要となります。

税に関するご質問は、松山税務署（089-941-9121）にお問い合わせください。